



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 澤 清 利
(コード番号 3708 東証一部)
お 問 合 せ 先 社 長 室 総 務 人 事 部 長 田 中 浩 之
TEL 03 (3273) 8281

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することの取締役会決議を本日いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）による責任限定契約の締結対象範囲の拡大に伴い、業務執行を行わない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条および第 37 条を変更するものであります。
なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 19 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 19 日 |

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) ~ (16)</u> (省略)</p> <p>第3条~第28条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第30条~第36条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第38条~第45条 (省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p>(1) ~ (4) (現行通り)</p> <p><u>(5) 電気工事の設計施工、ならびに電気機器の製作修理</u></p> <p><u>(6) ~ (17)</u> (現行通り)</p> <p>第3条~第28条 (現行通り)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第30条~第36条 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第38条~第45条 (現行通り)</p>